

2. 貯水槽水道

1. 貯水槽水道

1. 「貯水槽水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。
2. 水道事業管理者は、貯水槽水道の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。
3. 水道事業管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。
4. 貯水槽水道のうち簡易専用水道の設置者は、法第34条の2に定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。
5. 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理者が別に定めるところにより当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

<解説>

1. 水道事業管理者は、貯水槽水道の利用者及び設置者に対して管理の状況等について適切な指導、助言等を行い、貯水槽の適正管理を図るものである。
2. 水道事業管理者は、貯水槽水道の利用者、設置者に対して平常時又は緊急時の情報の提供を適時適切に行うこと。
3. 貯水槽水道の管理は、設置者（所有者含む）が自らの責任において、適正に管理する義務を有する。
4. 簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理状況に関する検査は、次に定めるところによる。
 - (1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。
 - ア. 水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
 - イ. 水槽が有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な処理を講じること。
 - ウ. 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常が認められたときは、水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号）で掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
 - エ. 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じること。

(2) (1) の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関、若しくは国土交通大臣及び環境大臣の指定する者又は北海道知事が認める者による給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこととし、関係機関は次のとおりである。

ア. 地方公共団体の機関

i) 保健所

イ. 国土交通大臣及び環境大臣の指定する者

i) 水道法第20条第3項の規定によるもの

ii) 水道法第34条の2第2項の規定によるもの

ウ. 北海道知事が認める者

「衛生的環境の確保」に関する法律第12条の2第1項の登録をした者をいう。

i) 「建築物飲料水水質検査業」を登録した者

ii) 「建築物環境衛生一般管理業」を登録した者

iii) その他関係専門業務を登録した者

〈参 考〉

1) 水道法第20条第3項の規定によるもの

①財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター

②(株)環境科学研究所

2) 水道法第34条の2第2項の規定によるもの

①財団法人 札幌市水道サービス協会

②財団法人 旭川市水道協会

③財団法人 函館市水道サービス協会

貯水槽施設（飲用等衛生上の問題が生じるもの）に関する規制法

	規 制 法	対 象 施 設	備 考
①	○水道法－S32. 法律第177号 * 第3条第6項 「専用水道」 ○飲用井戸等衛生対策要領の実施について	①100人を越える住居があるもの ②受水槽の有効容量の合計が100m ³ 又は導水管φ25mm以上が1500mを超えるもの	
	* 改正水道法－H13. 法律第100号 「専用水道」	②に" かつ" 一日最大給水量が20m ³ を超えるもの	* H14. 3. 27 健水第0327004号 厚生労働省健康局通知
②	* 第32条の2 「簡易専用水道」 S53. 6. 23 追加施行	受水槽の有効容量の合計が10m ³ を超えるもの	* 水道法施行令第1条の2 * S53. 4. 26 環水第49号 厚生省水道環境部通知 * S60. 政令293により20m ³ から10m ³ に範囲拡大 S61. 11. 1より実施 * S62. 3. 27 道) 衛生部長 通知 簡易専用水道取扱要領の一部改正 ※R2. 9. 30 水道法施行規則第55条及び56条の改正 簡易専用水道の管理基準及び検査 清掃－毎年1回以上 検査－毎年1回以上定期
③	* 改正水道法－H13. 法律第100号 「貯水槽水道」	水槽の容量に関係なくすべての貯水槽を対象とする	* H14. 3. 27 厚生労働省令第42号 H14. 4. 1より実施
④	○飲用井戸等衛生対策要領の実施について S62. 1. 29 衛水第12号 厚生省生活衛生局長 通知	飲用に供する井戸等及び水道法等の規制対象とならない水道 〈一般飲用井戸〉 〈業務用飲用井戸〉 〈小規模貯水槽水道〉 受水槽の有効容量の合計が10m ³ 以下のもの	* S62. 4. 1 から実施 * 千歳保健所が担当する。
⑤	○建築基準法－S25. 法律第201号第36条 ○建築基準法施行令 第129条の2 ○昭和50年建設省告示第1957号 (改正 昭和50年建設省告示第1957号)	建築物に設ける飲料水の配管設備	* 昭和50年建設省告示第1957号 S51. 1. 1より実施 * 給排水設備技術基準・同解説（2006年版）参照
⑥	○建築物における衛生的環境の確保に関する法律－S45. 法律第20号 (=「ビル管理法」)	特定建築物 〔延べ面積3000m ² 以上のもの〕 〔学校で延べ面積8000m ² 以上のもの〕	* 左記、建築物における衛生的環境の確保に関する管理基準を定めたもの ・建築物環境衛生管理技術者の選定 ・受水槽の点検・清掃等 残留塩素検査－7日以内に1回定期的 水質検査 －6ヶ月以内に1回定期的 受水槽清掃 －1年以内に1回定期的

貯水槽水道規模	
⑥ ⑤ ビ ル 管 理 法 対 応	(水道法適用範囲) (水槽合計有効容量) 100m ³ 超又は(導水管(φ25mm以上) 延長) 1500m超
	① 【専用水道】 20m ³ 超
	(1日最大給水量)
	② 【簡易専用水道】 10m ³ 超
	(水槽有効容量)
	10m ³ 以下
	③④ 【小規模貯水槽水道】

関連法の規制内容

関係法による分類	水道法			飲用井戸等衛生対策要領 (小規模貯水槽水道)	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル管理法)
	専用水道	貯水槽水道			
		簡易専用水道	小規模貯水槽水道		
対象施設	貯水槽の容量が100m ³ を超えるもの 1日最大給水量が20m ³ を超えるもの	貯水槽の容量が10m ³ を超えるもの	貯水槽の容量が10m ³ 以下のもの	貯水槽の容量が10m ³ 以下のもの	特定構造物
監督行政機関	北海道知事	北海道知事		北海道知事	北海道知事
検査担当機関	千歳保健所	千歳保健所		設置者(又は所有者)	千歳保健所
設置届出	北海道知事(市環境課)	市環境課	市環境課		北海道知事
管理責任者	水道技術管理者	設置者(又は所有者)	設置者(又は所有者)	設置者(又は所有者)	建築物環境衛生管理技術者
規制内容	水質基準(法第4条) 施設基準(法第5条) 給水開始前の届け出及び検査(法第13条) 水質検査(法第20条) 衛生上の措置(法第22条) 確認(法第32条) 改善の指示等(法第36条) 給水停止命令(法第37条) 報告の徴収及び立入検査(法第39条)	(省令第45条)管理基準 ・水槽の清掃—毎年1回以上 ・水槽の定期点検 ・異常時の水質検査 ・汚染時の給水停止 (省令第46条)検査 ・定期検査の受検—毎年1回以上 *構造基準は建築基準法(第36条)に基づく同法施行令及び建設省告(S50第1597号、改正S50第1674号)に規定されている	*水道事業として積極的な関与は可能であるが規制はできない *給水停止等の規制を行う場合は衛生行政(保健所)との連携を必要とする	・実施体制の整備 ・設置者に対する協力要請 ・簡易専用水道の管理基準に準じて施設の管理を行う	建築物環境衛生管理基準(法第4条) 特定建築物についての届出(法第5条) 建築物環境衛生管理技術者の選任(法第6条) 報告検査等(法第11条) 改善命令等(法第12条) 水質基準(政令第2条) (水道法第4条に適合) 給水栓水の残留塩素(省令第4条) 貯水槽の汚染防止(省令第4条) 異常時の水質検査(省令第4条) 汚染時の給水停止(省令第4条) 定期清掃—毎年1回(省令第4条) 定期検査—残塩 週1回(省令第4条)
備考	*水道事業に関する許認可権限は厚生労働大臣、北海道知事は經由機関許認可権限は一部を知事に委任(法第46条)	*ビル管理法との関係 法第34条の第2項の2定期検査の受検義務を除き、ビル管理法の規定による(S53.4.26 環水第49号厚生省水道環境部長通知) 同上定期検査の現地検査は、厚生労働大臣の指定検査機関への提出書類検査に替える(S60.10.30 衛水第205号厚生省水道環境部長通知)	*給水条例による関与 ・設置者への指導、助言及び勧告 ・利用者への情報提供		